

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	令和8年8月24日 (第1回)
目標年度	令和12年度
市町村名 (市町村コード)	一関市 (03209)
地域名 (地域内農業集落名)	小猪岡地区 (【厳美】14区、15区)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	136.9 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	136.9 ha
② 田の面積	124.3 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	12.3 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	44 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	34.2 ha
(参考) 区域内における75才以上の農業者の農地面積の合計	27.13 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	1.6 ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における75才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

・本地区は、岩手県の最南端である一関市の中心市街地より西方約20kmに位置し、一級河川小猪岡川に沿って開けた水田地帯であり、現在、70戸の農家が水稻を中心に個別に作付けを行っており、そのうち6戸が規模拡大を志向し、主食用米や飼料米、りんどうやナス、ブルーベリー等の栽培に取り組んでいる。

・農業者の高齢化と後継者不足が顕著化している。

・小区画で排水の悪い水田、狭小な農道が生産性向上を阻害し、小型農業機械を個別に保有しているため過剰投資となったことから、基盤整備事業に取り組んでいる。

・基盤整備地区の担い手として営農組合を設立しており農地の集約化に向けて検討を重ねている。

・基盤整備地区外の面積が4割ほどあり、将来的にその農地の維持が問題となってくる。

・鳥獣、特にイノシシによる農作物被害が拡大しており、水稻やいも類の食害や踏みつけ、農地・農道の掘り返しなど、営農意欲の減退にもつながっている。

・水稻に代わる高収益作物の選定に苦慮している。

・拡大意向を示す農業者が農業を営む法人を設立した。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

・基盤整備事業の伸展に伴い、省力化と大規模農業化による生産性の高い農業を実現するために、集落営農組織の法人化と農地の集積を行い、主食用米、飼料用米、WCS用稲、牧草、なす、ピーマン、キャベツ、りんどう、ブルーベリーなどを作付する。

・高収益作物を含む多角経営の実現を目指す。

・耕畜連携による循環型営農の取組を推進する。

・将来的には先行して設立した法人へ農地集約していく。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
・小猪岡地区では、規模拡大志向農家以外はそれぞれが自己完結で営農を行ってきたが、基盤整備事業を契機に、農業生産法人を設立し、農地中間管理事業を活用して農地集積を行う。 ・水田利用は水稻を中心に、主食用米に加えて飼料用米等の栽培を行い、直播技術も導入し、低コスト生産体制の確立を目指す。			
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	37.4	%	将来の目標とする集積率 85 %
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標			
・将来的には先行して設立した法人へ農地集約し、作物の団地化を図る。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組	
・基盤整備実施農地にあつては、農地集積を利用権設定により行う。	
(2)農地中間管理機構の活用方法	
・基盤整備を実施した対象農地のほぼすべてを農業法人に集積する。	
(3)基盤整備事業への取組	
・平成28年度から取り組んでいる農業競争力強化基盤整備事業(農地整備事業【経営体育成型】)小猪岡地区により生産基盤の整備を行っている。 ・工事期間:～令和10年(予定)	
(4)多様な経営体の確保・育成の取組	
・高齢化の進展、人材不足により、複数の経営体を経営することは実質不可能であることから、1つの経営体での永続的な経営を目指す。	
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組	
・サービスを提供する事業体があれば利用していく。	

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☒	①鳥獣被害防止対策	☒	②有機・減農薬・減肥料	☒	③スマート農業	☐	④畑地化・輸出等	☒	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☒	⑦保全・管理等	☒	⑧農業用施設	☒	⑨耕畜連携等	☐	⑩その他

【選択した上記の取組内容】	
①鳥獣被害対策…国の補助等を活用し防護柵を設置し、鳥獣被害の軽減を図る。 ②減農薬・減肥料…土壌分析の実施による適正量の施肥、地域内、地域外での耕畜連携(家畜堆肥の活用)を推進すし、循環型営農を目指す。 ③スマート農業…省力化と作業効率向上のため積極的に最新技術の導入を進める。 ⑤果樹については、地域内で取り組んでいるブルーベリーを継続的に取り組んでいく。 ⑦保全・管理等…土地改良区と力を合わせ、多面的交付金や中山間交付金を活用しながら農地の保全活動を行っていく。 ⑧農業用施設…地区内での一元管理を目指し、出荷・乾燥・調製施設を整備する。 ⑨粗飼料生産とたい肥の施用により構築連携循環型農業に取り組む。	

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 16 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
認農	-	水稻	14.8 ha	20 ha	水稻、加工用たまねぎ	96.6 ha	ha	7	
集	-	水稻、加工用たまねぎ	17.1 ha	ha		ha	ha		
認農	-	水稻・繁殖牛	7.3 ha	ha	水稻・繁殖牛	1.8 ha	ha	2	
認農	-	水稻・ブルーベリー	3.6 ha	ha	水稻・ブルーベリー	0.2 ha	ha	4	
認農	-	水稻・ブルーベリー	5.9 ha	ha	水稻・ブルーベリー	5.9 ha	ha	5	
利用者	-	水稻・繁殖牛	2.5 ha	ha	水稻・繁殖牛	0.9 ha	ha	3	
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	6経営体		51.2 ha	20 ha		105.4 ha	0 ha		

- 注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
- 2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。
- 3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
- 4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。
- 5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目
1	(株)みらい農産	ドローン防除	水稻、加工用たまねぎ

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

- 注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。
- 注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。
- 注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

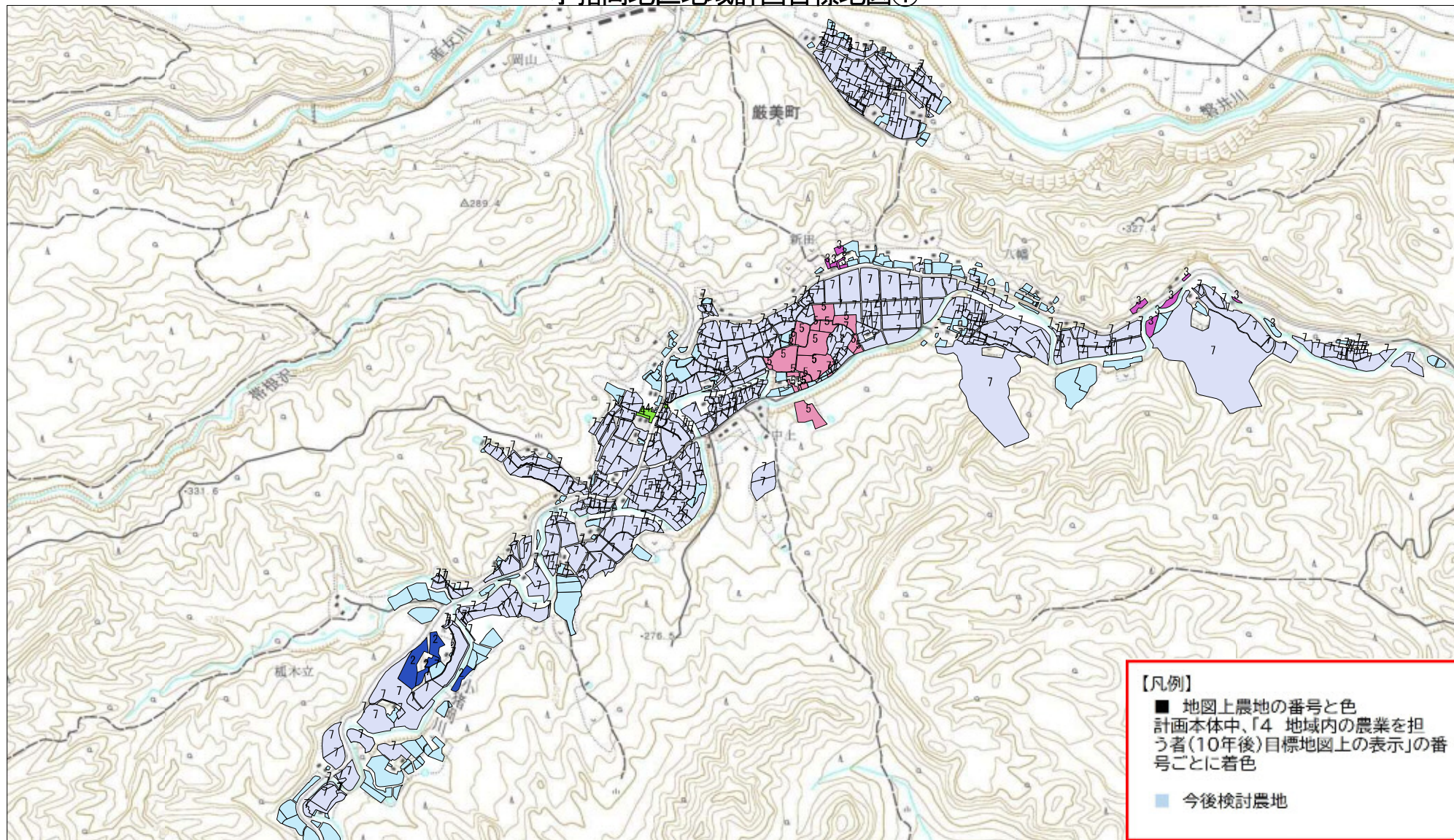
(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。

小猪岡地区地域計画目標地図①



小猪岡地区地域計画目標地図②

